

第十三回 参議院水産委員会會議録第四十号

昭和二十七年六月九日(月曜日)午後一時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 松浦 清一君
委員 千田 正君
秋山俊一郎君
藤野 繁雄君

委員

衆議院議員

川村善八郎君

政府委員

特別調査官

長岡 伊八君

管理部長

河野 一之君

水産庁長官

塩見友之助君

事務局側

常任委員

岡 尊信君

会専門員

林 達磨君

常任委員

水産庁漁政部長 伊東 正義君

水産庁漁政課長

家治 清一君

説明員

水産庁漁政部長 伊東 正義君

水産庁漁政課長

家治 清一君

出、衆議院送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。

第十部 水産委員会會議録第四十号

昭和二十七年六月九日【参議院】

先ず漁船乗組員給与保険法案を議題に供します。提案の理由説明をお願いいたします。

○衆議院議員(川村善八郎君) 只今議案の提案理由を御説明申し上げます。御承知の通り、日本漁船の拿捕抑留は、最初にその発生をみました昭和二十一年十月三日以来現在まで、支那東海、黄海及び北海道近海等の諸海域に互つて四月末現在に四百九隻の多きに及んでおるのであります。これに伴い、漁船乗組員の拿捕抑留も又総数四千三百二十五名に達しているものであります。尤も、抑留船員は逐次送還せられて参りましたが、現在なお総数の一割強に当る四百三十一名が未だ帰還しない実情であります。

かかる漁船及び漁船乗組員に対する拿捕抑留事件が、漁業経営者及び漁船乗組員に対して与える影響が如何に深刻且つ重大なものであるかは、今更ここで論ずるまでもないこととございませう。漁業経営上最も大切な財産であるところの漁船と、更に又その乗組員が、突如として拿捕抑留されるといふ事實は、漁業経営者、即ち事業主にとりましては、一瞬にしてその唯一の生産手段を奪い去られることでありまして、殆んど各事業主がひとしく経営困難の状態に当面しているという誠に憂うべき現状なのであります。

而も、かかる事業主の経営の窮迫は、抑留されている漁船乗組員に対する給与の支払を遅延せしめ又は不能と

し、ためにその留守家族の上に、深刻な生活不安を及ぼし、延いては乗組員の今後の活動意欲をも阻害する虞れが出て参つておる次第であります。こうした事態は、我が水産業の発展のために由々しい問題でありまして、国家として傍観して置かれることのできない問題であります。

翻つて思ひますれば、そも、かかる拿捕抑留事件なるものは、その性格が極めて国際政治的色彩の濃厚なものでありまして、そのことは、現在までの拿捕抑留事件の状況を国際政局の動向と見比べましたときに極めて明白に感知し得るところなのであります。

かくのごとき観点からいたしますれば、漁船並びに漁船乗組員の拿捕抑留事件によつて招来される漁業経営の破壊と漁船乗組員の生活に対する破壊的影響の問題は、単に漁業内部の問題として、事業主のみの責任において解決させるべき、又解決し得る性格のものではなく、国家も又その責任を引き受けて適切な救済の方途を講ずるべきものであると考へるものであります。

そこで、拿捕事件の防止のために、外交手段による事態の改善、漁業者に対する適切な指導等、国として努力を尽すことは当然であります。遺憾ながら、現下の国際情勢は、まだ安定に達せず、関係国のすべてとの間に公正な漁業協定のでき上ることは差

当り困難な状況下にあると考へられますので、漁船並びに漁船乗組員の拿捕抑留事件も又早急に解決を期待するこ

とができないと考へる次第であります。ところで現在漁船に対しては、拿捕抑留を事故とした特殊保険という制度があり、漁船の喪失に対しての補償の途が講ぜられておりますが、漁船乗組員及びその家族のこうむる被害については何らの救済の方途も講ぜられておらないのであります。このことは、甚だ片手落ちと言わざるを得ないのでありまして、ここに漁船乗組員給与保険法案を提出する根本理由が存するのであります。

次にこの法案の内容の詳細については提案者代表山口長治郎君及び政府当局より説明いたさせることにいたしますが、この際その内容を簡単に御説明申上げますと、その骨子は、漁船乗組員及びその家族に対する救済を保障制度によつて行ふという構成を講じたこと

であります。そも、漁船乗組員及びその家族のこうむる被害の直接の原因は、事業主が拿捕抑留事件によつて経営の窮迫に陥り、ために給与の支払が滞り、又は欠配となり、或は一部分しか支払われないというに由来するものであります。拿捕抑留がなかつたとすれば、当然受け得た給与の支払が、拿捕抑留という不慮の事故により事業主自体の経営の不能又は困難を誘致し、それが乗組員への給与支払に直接響いて来るといふことであります。従つてかかる事業主の経営の窮迫を打開することが先決の問題でありまして、取あえずの問題としては、拿

捕抑留事件による事業主の経営の窮迫が、直接に乗組員に対する給与の支払不能を招かないようにするために、経営者が保険という手段によつて抑留乗組員の給与の支払を保障するようにすることを企図しているのであります。即ち、あらかじめ事業主が乗組員に対して抑留期間中支払うべき一カ月の給与の額を基準として一漁船単位に保険契約を結び、抑留があれば、毎月その額に相当する保険金を乗組員が指定した保険金受取人に支払うという構成になつておりました。この保険事業は、現在の漁船保険組合が行ふこととし、政府がこれを再保険するという仕組みになつております。保険制度をとつたということは、現在の漁船の拿捕抑留を事故とする特殊保険と同様の考え方に立つたものであります。このような性格の問題としては本来或いは直接国家補償の措置がとられて然るべきものと考へるのではありませんが、現在の国家財政の状況を考へまして政府の再保険という線を進めることとした次第であります。

以上申述べましたところが、本法案案提出理由の大要であります。拿捕抑留という不慮の事故に当面した場合の事業主の窮状と漁船乗組員の深刻な生活不安の実態について御了承を頂きまして、何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを御願ひいたす次第であります。

○委員長(木下辰雄君) 法案の説明は後刻に譲りまして、河野主計局長

第十部 水産委員会會議録第四十号

昭和二十七年六月九日【参議院】

第十部 水産委員会會議録第四十号

第十部 水産委員会會議録第四十号

第十部 水産委員会會議録第四十号

第十部 水産委員会會議録第四十号

第十部 水産委員会會議録第四十号

第十部 水産委員会會議録第四十号

第十部 水産委員会會議録第四十号

が見えておりますが、お急ぎになるようです。それから、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案を議題に供します。この法案に対して御質問をお願いします。

○秋山俊一郎君 本法律案の審議中に過日も問題となっており、これは、この法律により、漁船の操業が禁止又は制限される場合に於ての補償制度を規定したことに於ておられますが、本来この精神は、漁業の経営に著しい損害を与える、或いは経営を不能に陥らしめるといふことに對する救済が盛られておるはずでありまして、この漁船の操業区域を制限するといふことに限らず、漁業に不可欠の問題として、過日米質をいたしておりました水面の使用による漁具の保存の方法、即ち網を干す、水面に網干場を作つておる、その網干場が使用されなくなつたといふことになり、その漁業そのものが大きな制約を受けて来る。例へば、甲の港で施設をしておつたものが、そこが使えなくなるといふと、漁船がそこを根拠として出入りができなくなる、止むを得ず他に移らなければならぬ、或いは他に適当な場所がないといふことになる、非常に大きな損失を受けることになる。漁船には直接関係がないけれども、漁船に頼んでおる網の処理について仕事ができなくなる。こういうような場合も想定されるのであります。又現在までその実例がございましたが、或る種の、漁業が行われる魚族の出入口に、防潜網と申しまして潜航艇の出入を防ぐところの金網を張つてしまふ。そういうことの

ためにそこから出入りする魚が交通遮断されてしまつて、その内部における漁業が非常に損害をこうむつたといふような事例があるわけであり、かようなものに対しては、この法律では何ら救済もできないし、補償もできないことになっておるもので、過日米これらのものについて如何に措置をすべきかといふことが問題になっておるのであります。本日更めてこの御見解を承りたいと思つておられます。水産庁及び大蔵省の主計局長もお見えになつておるようであり、なおそのういふ水面についての、隣接した水面に對する問題も生じて来るわけであり、これらに對しての御見解も承りたいと思つておられます。

○政府委員(長岡伊八君) 只今秋山委員から御指摘になりました問題につきましては、先日来いろいろ研究を重ねて参つたのであります。実は法務府側の見解もございました。さういふな施設につきましては、各県において条例又は規則によつて規定されておるもので、これはいわゆる権利と認め得べきものだといふ大體の解釈をしておられます。従つて権利といふことに相成りますならば、先般本国会を通過いたしました土地の使用等に関する法律によりまして救済でき得るものと、かように解釈いたしておる次第でございます。

○政府委員(河野一之君) 只今秋山委員からの御質問の施設の点につきましては、只今調達庁当局において言われた通りであります。いま一つの施設区域以外の漁業の操業制限或いはこれに伴う損失の問題、この問題でござい

すが、実は今回御提案申上げておられますこの法律は、行政協定で申しますならば、第二十五条の施設区域に関するものでございまして、つまり演習等のためにその施設区域の立入を禁止したり、さういつた関係で起つて来る直接の損害を言つておるわけであり、この演習場は全国各地にございまして、そこに、漁場に入れないといふたような場合における損失補償の問題でございまして、ところが只今秋山さんから御指摘になりましたような大村湾の湾口に特殊な施設を置いたがために、中に魚族が入つて来ない、或いはそこで演習をするために隣接の水面に入つて来ない、従つて漁獲ができない、こゝういつたような場合には、これは施設区域の問題でございまして、行政協定の十八條の問題でございまして、つまりいづれは演習その他に伴う適法行為と申しますか、その施設区域の中でありますれば、当然それは使用或いは制限によつて補償されるべきことになつておる、その区域内における行動のために他のものに損失が起る、こゝういふことはいわば適法行為によつて損害があつたといふ関係に実は相成るのでございまして、似たような関係は例へば飛行機が落ちた場合に、人畜が被害をこうむつたといふ場合に、飛行機の場合同じであります、或いは過失を推定されるかも知れませんが、これは一種の演習その他であるならば、一つの適法行為と申しません、少くとも過失が推定されない限り、無過失損害賠償の問題があるわけであり、或いは演習地において演習しておつたときに、流れ弾に當つたとか、或いはそこで火事が起つて施設外に延焼した、こ

ういふような問題も一連の問題であるわけであり、併しこの問題につきましては、十八條の第五項(a)に書いてあります通り、これは補償はいたすのであります、それには日本に同様な法規があつて、さういつた場合に補償するといふことを前提としたしまして、両方がその補償の経費を分担する建前になつておるのであります。さういつた間接的な損害につきましては、これは防衛支出金で申しますと、防衛支出金六百五十億のうち、九十二億が施設区域の關係でありまして、残りの五百五十八億が一般的な維持費であります。これは日本政府が負担いたしますが、実は日本政府が負担いたしますが、その中から金が

出る問題になるわけでございます。北

大西洋条約におけるこゝういつたような経費につきましては、大體駐留国において二五%、アメリカ側において七五%という負担をしておるのが例のようであり、従つて我々といつたしましては、この損失補償につきましては日米両方で分担してもらいたい、こゝういふような交渉をいたしておるわけであり、それには、その分担をい本においででき得ることが必要なのであります。実はこの問題につきましては、さういふような研究を前からやつておりました、特にさういつた法律を出したいと考へておつたのであります。いろいろ無過失責任の問題につきましましては、新しいと申しますか、比較的目的立つた法理でもあります。要する点がありましたのと、又根本的には、その分担の問題で駐留軍当局と交渉をいたしておりましたる關係上、

この問題についての法律を提出し、御審議願う段階に至らなかつたのであります。従つて今後早急の間に政府部内は勿論、駐留軍当局とも話をつけまして、早急な機会に關係法律を提出申上げよう、さうして御審議を仰ぎたい、こゝういふふうを考へておる次第であります。勿論その損失の補償については、一定の基準を以ていたさなければならぬのであります、今回この法律に入れませんでしたのは、今申上げましたような事情であることを御了承願います。

○秋山俊一郎君 いま一度お聞きしたいのですが、水産庁のほうから先ほど御説明がありました網干場のいわゆる水面使用の許可の問題は、権利と認められるといふお言葉でありましたが、これは解釈になるのであります、何がさういつたようなことがはつきりとしておるのかどうか。さういふ問題が起つた場合に更にこれが論議されねばならないといつたようなことになつては、何もしないで済みますから、この点は飽くまでもさういふふうな決定したものであつて、疑念を挟む余地がないといふことになつておるのであります。か、いま一度この点についてお尋ねしたいと思つておられます。過日米のお話によつても、その点がいろいろ疑問もあつておる、各方面と研究した結果がさうなつておるのであるし、はつきりした、何かさういつたことに対する法務府方面の文書による回答といつたようなものでもありません、後日疑念の起らないようになつておるならば大変仕合せだと思つておられます。その点併せてお答え願ひたいと思つておられます。

この問題についての法律を提出し、御審議願う段階に至らなかつたのであります。従つて今後早急の間に政府部内は勿論、駐留軍当局とも話をつけまして、早急な機会に關係法律を提出申上げよう、さうして御審議を仰ぎたい、こゝういふふうを考へておる次第であります。勿論その損失の補償については、一定の基準を以ていたさなければならぬのであります、今回この法律に入れませんでしたのは、今申上げましたような事情であることを御了承願います。

きまして一円三十銭内外ということになつております。

それから保険金の支払の問題であります。これは組合の保険金の支払の責任は保険契約が成立した日の翌日から始まります。支払額は保険事故のあつた、つまり抑留された乗組員に係る保険金額ということになります。

それから保険金の支払期間は、組合員が抑留された日から抑留のやんだ日までと相成つております。それから保険金の支払は、先ほど申し上げましたように、指定受取人に直接保険組合から支払をいたします。そこで保険組合としましては、支払つた場合においては事業主に通知をするわけでありまして、事業主はその保険金が支払われた限りにおきまして、その相当する金額につきまして本来の給手の支払の義務を免れるということになります。なおこの保険金は元来抑留期間中の給手に代るものでございますので、これにつきましては所得税関係は給手に関する所得税を適用する。特別減免の規定はございません。それから政府の再保険事業でございますが、政府は組合が保険契約を結びますと、当然それによつて政府が組合に対して再保険をいたします。その再保険いたしき額は、これは漁船保険の例と同じように契約金額の百分の九十ということになつております。再保険に要する事務費はこれは国庫が全額持ちます。同時にこの法律で保険組合の行う事業に関する事務費につきまして予算の範囲内で国が補助する、こういうことになつております。

以上大体漁船乗組員給手保険法の概要でございます。

○委員長(木下辰雄君) 只今の説明は、本法の内容の概略を説明されたのでありますが、要すれば一条から逐条に説明してもらいたい。

○説明員(家治清一君) 第一条、先ほど申し上げましたこの法律の目的でございますが、ここに問題となりましますのは「当分の間」という点と、それから「漁船の乗組員が抑留された場合における給手の支払を保障」するということにあると思ひますが、当分の間、これは要するに恒久法ではない。国際関係の改善とか或いはこの制度に代るものという制度ができまします場合に代るは、それに代るということをやしておきます。それから「給手の支払を保障」、保障するわけでありまして、ここで狙つておきますのは、抑留された乗組員の留守家族に對する給手の支払を保障しようという点でございますが、これはほかに、例えば船員保険法或いは失業保険法、労働者災害補償法等の関係法律の関係でございますが、この関係いろいろ當つたのでございまして、今申し上げた各法律におきましては、こういう抑留中の給手の支払を保障するという措置はどうしてもとれないので、ここに新しいこうした保障という方法によりまして給手の支払の保障措置をとりましようのであります。それから第二条の漁船乗組員給手保険の仕組でございますが、これは漁船損害補償法の規定による漁船保険組合が行う漁船乗組員給手保険事業及び政府が行う再保険事業によつてこの漁船乗組員給手保険の給手を行つておきます。第三條の定義の点でございますが、この法律において「漁船乗組員給手保険」と申しますのは、乗組員が抑

留された場合に、その抑留期間中事業主が当該乗組員に對して支払うべき給手の全部又は一部に代えて保険金を支給するために保つておけるものであります。この法律において「乗組員」と申しますのは、事業主に雇はれて、漁船に乗り組む者を申します。なお「給手」と申しますのは賃金、給料、手当その他名稱の如何を問はず、雇傭関係に基づき、事業主が乗組員に支払うべきものを言ひます。但し賞与その他これに準ずるもので省令で定めるものはこの限りではありません。つまり賞与的なものは除いて、本来の何といふものか、固有の給手といふものを保障しようという趣旨でございます。この法律において「抑留」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されることを言ふと謳つておるに、自分の意思でなく、日本国の領土以外に連行されるというふうにきめたわけでございます。

それから第二章は漁船乗組員給手保険事業の内容であります。「保険者」として、第四條は、「漁船保険組合」は、總會又は總代会の議決を経て、この法律の定めるところにより、その区域内に住所又は事業所を有する事業主につき、漁船乗組員給手保険事業を行うことができる。現在漁船損害賠償法に基きまして設立せられ、運営せられております。漁船損害賠償組合、それがこの保険の保険者になるのであります。一組合は、前項の規定により給與保険事業を行おうとするときは、總會の議決を経て、省令の定めるところにより、定款にその旨を記載し、且つ、給手保険事業に関する約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

「受けねばならない」というのは誤植でありまして「受けなければならない」であります。これは漁船保険組合としましては、組合員としてこの給手保険を行う必要で入れるんじやなくて、約款に基きまして、つまり員外と申しますか、すべて別の資格では同じ組合員であるのが通例であると思ひますが、給手保険の契約者としては、その資格においてはこの保険組合の員外者として組合と契約を結ぶということになるわけでありまして、それから保険の加入の手続であります。「事業主は、給手保険に加入しようとするときは、左に掲げる事項その他省令で定める事項を記載した申込書を組合に提出しなければならぬ。」第一は「契約金額」、これはその保

険契約に係る乗組員の全員が抑留された場合に組合が支払うべき一カ月分の保険金の額を言ひます。二は漁船名並びにその乗組員の氏名及び職名。三は契約金額に基き組合が支払うべき一カ月分の保険金の各乗組員についての内訳、これは一船単位に保険を附する関係上、その乗組員でおります一人々々についての内訳金額を書きわけでございます。それから四は、保険金受取人の氏名又は名称及び住所、これは個々の乗組員の指定した受取人の氏名、名称及び住所を書きわけであります。それから五としては各乗組員の給手月額、それから「前項の規定による給手保険加入の申込は、漁船ごとに、当該乗組員の全員についてしなければならない。」部分的な加入は困るということでございます。それから第六條は契約金額でございます。

「契約金額は、各乗組員の給手月額の合計額をこえ、又はその百分の六十を下るものであつてはならない。」これは先ほど申し上げました超過保険は困るということと、又百分の六十以下の保険は困るということ、こういうわけでありまして、それから「契約金額は、保険契約が成立した後に於いては、変更することはできない。」それから第七條は、内訳保険金額であります。「内訳保険金額は、各乗組員の給手月額の合計額で契約金額を除いて得た数を、各乗組員の給手月額に乘じて、算出する。」それから第八條、給手の月額であります。「給手月額は、事業主が当該乗組員に對し、雇傭契約に基き抑留期間中において支払うべき一箇月分の給手の額とする。」「事業主は、給手月額を定めなければならない。」当該乗組員の同意を得なければならない。「この規定されておきます。当該乗組員に對して雇傭契約に基き支払うべき一カ月分の給手額は、これはつまり保険関係で新しい雇傭契約に必要な要素を入れるのでなくて、抑留期間中において支払うべきものと契約されておるその実体を保障しようという、こういう考え方でござい

ます。それから第九條は保険金の受取人で、「事業主は、第五條第一項第四号の保険金受取人を定める場合は、各乗組員の指定に従つてしなければならない。」これは五條で御説明申し上げた通りでございます。

それから第十條は保険引受拒否の制限で、組合は、保険組合であります。「事業主から給手契約の申込があつたときは、これに對して、正当な事由がなければ給手保険の引受を拒むことができない。」第十一條「乗組員

乗組員の給手月額の合計額をこえ、又はその百分の六十を下るものであつてはならない。」これは先ほど申し上げました超過保険は困るということと、又百分の六十以下の保険は困るということ、こういうわけでありまして、それから「契約金額は、保険契約が成立した後に於いては、変更することはできない。」それから第七條は、内訳保険金額であります。「内訳保険金額は、各乗組員の給手月額の合計額で契約金額を除いて得た数を、各乗組員の給手月額に乘じて、算出する。」それから第八條、給手の月額であります。「給手月額は、事業主が当該乗組員に對し、雇傭契約に基き抑留期間中において支払うべき一箇月分の給手の額とする。」「事業主は、給手月額を定めなければならない。」当該乗組員の同意を得なければならない。「この規定されておきます。当該乗組員に對して雇傭契約に基き支払うべき一カ月分の給手額は、これはつまり保険関係で新しい雇傭契約に必要な要素を入れるのでなくて、抑留期間中において支払うべきものと契約されておるその実体を保障しようという、こういう考え方でござい

は、漁船ごとに、当該漁船の乗組員の総数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、その事業主に対して、給与保険に加入すべき旨の申出をすることができ、前項の申出があつたときは、事業主は、正当な事由がある場合の外、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給与保険に加入しなければならぬ。これは一応保険契約そのものは自由ではありますけれども、乗組員二分の一以上の申出があつた場合は事業主は拘束せられる。それによつて保険加入の義務を負う、この規定でございます。第十二条、「給与保険契約は、組合が保険料を受け取つたときに成立する。組合の給与保険契約に基く保険金の支払責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。二項は通例の規定であります。それから第十三条は乗組員への通知義務、「給与保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならぬ。当該保険契約の内容につき変更があつたときも同様とする。これは先ほど御説明申上げましたように、この保険金の支払というものは給与の支払に代る性質を持つておるものでございまして、事業主は保険契約が成立したときは遅滞なくその旨を通知しなければならぬ、こういうことになつております。それから第十四条、保険期間、「給与保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができ、勿論省令で或る程度の監督をいたすわけでありまして、特別に今定めを約款でない場合は、これは原則として四ヶ月である、こういうふうなわけでありまして。第十五条、保険契約の内容の変更、「事業主は、給与保険契約が成立した後に、乗組員の異動等により第五条第一項の申込書に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならぬ。この場合において、契約金額が乗組員の給与月額額の合計額をこえることとなるときは、第七条の規定にかかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額額の合計額の百分の六十を下る額まで増額しなければならぬ。これは保険契約の内容が乗組員が四ヶ月の期間中に異動があるということである場合にありますが、その場合につきまして規定いたしました。いわゆる超過保険に該当しない、それから百分の六十を下らないという範囲内での変更であります、これは前の保険金額の変更の原則でそのままになるわけでありまして、超過保険の場合にはこれは超過分がなくなつて、やはりまあ給与月額の一〇〇%の線にとどまる。それから百分の六十を下るといふ場合は、これは保険金額を百分の六十を超えるところの線にまで増額しなければならぬ、こう書いておるわけでありまして。二項は「前項後段の場合においては、事業主は、省令の定めるところにより、当該増額分に対する保険料を支払わなければならない。三項としまして、「組合が第一項の通知を受領した

とき（同項後段の場合にあつては前項の規定による保険料の支払があつたとき）は、その時において給与保険契約は当該事項につき変更があつたものとみなす。それから十六条であります。事業主の通知義務、「事業主は、乗組員が抑留されたときは、約款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならぬ。当該乗組員につき抑留が終つたときも同様とする。これは保険事故の発生並びに事故の終了、それをお互にそのいずれの場合においても事業主に、組合に通知するといふ責任を負わしてあるわけでありまして。それから第十七条、「組合は、乗組員が抑留された場合には、当該乗組員が抑留された日の属する月から当該乗組員につき抑留が終つた日の属する月まで、当該乗組員に係る保険金を支払う。前項の規定の適用については、乗組員が、たい捕された時に、抑留が開始したものとし、抑留を解かれて日本国に上陸した時、又は抑留中に死亡したことが判明した時に、抑留が終つたものとする。これは組合の支払責任の規定であります。それから第十八条「給与保険契約は、当該契約に係る乗組員につき、前条の規定により組合が保険金を支払うべき最初の抑留があつたとき（同一航海において数回の抑留があつた場合は、その最後の抑留があつたとき）は、保険金の支払に關する事項を除き、その効力を失ふ。それから第十九条「給与保険金の支払は、第十九条、第十七条第一項に規定する保険金の支払は、事業主に対する支払に代えて、第五条第一項の規定により申込書に記載した当該乗組員の内訳保険金額に従ひ、その月分

を省令の定めるところにより、保険金受取人に直接支払わなければならない。あとは日割計算の規定でございます。これは保険組合が直接その保険金受取人に支払うということ規定しております。組合は、前項の規定により保険金を支払つたときは、その旨を事業主に通知しなければならぬ。次は組合の免責理由、第二十条「組合は、乗組員についての抑留が、国際法、法令又は法令に基く命令に違反して航行し又は操業したために生じたときは、保険金支払の責を免れることができる。ここで国際法規といふのが出ておりますが、例えば領海侵犯のような場合には、保険組合の保険金支払の免責の事由になるわけであり

ます。それから第二十一条、「組合は、事業主が、第十六条の規定による通知をしなかつたため又は虚偽の通知をしたために誤つて保険金を支払つた場合には、当該事業主に、当該誤払に係る保険金の額に相当する金額を納付させることができる。前項の場合における誤払に係る保険金については、事業主がその金額に相当する額の給与を当該乗組員に支払つたものとする。これは少しわかりにくいのであります。この二十一条に言つておりますのは、若し事業主が正当な通知をしなかつたために、或いは虚の通知をしたために組合が直接保険金受取人に対して保険金を支払つたという場合においては、組合としてはその誤払に係る金額はその事業主から取戻すことができる。併しながらその個人に支払は正当に支払われたものとする。従つ

てその部分については事業主はその本来の給与の支払を免責される、こういう趣旨でございます。それから第二十二條は重複保険の禁止でございます。同じ乗組員につきまして重ねて給与保険に入つてはいけません、こういう規定でございます。それから第二十三條の組合の経理でございますが、「組合の給与保険に關する会計は、他の会計と区分して経理しなければならぬ。これはほかの漁船関係の損害補償の経理と区分し、但し附加保険料及び事務費についてはこれは組合の費用全体として扱つて差支えないという規定であります。この給与保険の事業年度もほかの保険と大体同じ調子で、四月一日から翌年三月三十一日までといたしております。それから第二十四條、これは支払備金等の積立、これは準備金組合自身についても言つておるところでございます。毎年度の終において存する給与保険につき、省令の定めるところにより、支払備金及び責任準備金を積み立てなければならぬ。これはつまり未經過保険料の積立というふうな意味を持つております。それから第二十五条は準備金の積立であります。組合は、給与保険の会計における不足金の補てんに備へるため、毎事業年度、給与保険の会計において生じた剰余金の全部を準備金として積立てなければならぬ。利益があればこれを全部積立金にし、こういうわけでありまして。それから第二十六條は約款の変更であります。組合は、總會の議決を経て、約款を変更することができ、約款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。農林大臣

は、給与保険の保険料率についての約款の変更を命ずることができ、前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。約款の変更の農林大臣の命令は強制的効果を持つ、この規定であり、前項の規定は、第二十七條は事業の廃止、組合が、給与保険事業を廃止しようとするときは、總會においてその旨を議決し、且つ、定款の変更を行わなければならない。これは当然の規定と思ひます。それから二項は「組合が給与保険事業を廃止したときは、当該事業の廃止に係る定款変更の認可があつたときに、給与保険契約は、その効力を失ふ。」前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に對する保険料を払いもどさなければならぬ。未經過保険料はそれらの事業主に返す、このことであり、それから「組合が給与保険事業を廃止したときは、理事は遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。」それから解散の規定であります。この二十八條「組合が解散したときは、合併の場合を除いては、給与保険契約は、その効力を失ふ。」前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。未經過保険料の払戻しという規定を準用いたします。それから二十九條「組合は、前二條の場合に給与保険の会計において生じた剰余金を漁船再保険特別会計に納付しなければならぬ。」これは清算した場合に剰余金が出た場合に、これについては、或いは現在の契約者に返すと

か、或いは今までの無事故であつた事業主に返すとか、いろいろ問題はありますが、ここでは一応政府の漁船再保険特別会計に納付する、この建前をとつたわけであり、それから第三十條、これは政府が事務費の補助をするという規定でございます。予算の範囲内におきまして政令の定めるところに従ひまして補助をするというのでございます。それからあと大体同じような性質の規定は、漁船損害補償法の規定を準用いたしております。第三十條では「組合の給与保険については、漁船損害補償法第十二條（非課税は、漁船損害補償法第十二條（非課税記載事項）、第四十條（相殺できない場合）及び第四十一條（保険金額の削減）その他一応省略いたしますが、関係の漁船損害補償法、それから商法の一部、このうたつた規定を準用いたしております。」それから第三章は政府の再保険事業の關係でございますが、「政府は、組合が給与保険事業によつて事業主に負う保険責任を再保険するものとする。」再保険金の前渡の關係の規定が次にございまして、「政府は、組合が保険金の支払いをしようとする場合に、政令の定めるところにより、当該保険責任に係る再保険金を当該組合に前渡することとができる。」政府は、再保険金の支出を円滑にするために、再保険の定めるところにより、漁船再保険特別会計に基金を設けることができる。という規定でございます。この關係では政府の再保険特別会計の關係が出て参ります。それから第三十四條「政府は、組合が第十七條第三項の規定によ

り保険料の払いもどしをしたときは、政令の定めるところにより、再保険料の一部を払いもどさなければならぬ。」再保険料の払いもどしの問題でございます。それから第三十五條「政府の再保険については、漁船損害補償法第九十五條から第九十七條まで、第九十九條から第二百一十條まで及び第四百三十三條並びに商法第六百四十三條及び第六百六十三條の規定を準用する。」これは先ほど漁船損害補償法の給与保険に關連して漁船損害補償法の準用をいたしましたのと同じ趣旨でございます。次に第四章は給与との關係でございます。第三十六條「事業主は、第十七條の規定により組合が保険金を支払うべき保留があつた場合において、当該乗組員に對する給与の全部又は一部を支払つて、その支払つた金額の範囲内において当該保険金に係る保険金受取人となることとができる。この場合において、第十五條第一項前段の規定を準用する。」これは事業主は自分のところで給与の支払いができるという場合におきましては、あらかじめ自分が払つておいて、そうしてその事業主自身が保険金の受取人になることができる、この趣旨でございます。それから三十七條は「組合が第十九條第一項の規定により保険金を支払つたときは、事業主は、その保険金の額に相當する金額につき、当該乗組員に對する給与支払の責を免かされる。」これはこの保険制度の趣旨に從ひまして保険金を直接保険金受取人に払つた場合において、事業主はその乗組員に對する給与支払の責を免れるという規定でございます。所得税等との關係、第

三十八條「組合が第十九條第一項の規定により支払つた保険金は、所得税法の規定の適用については、当該乗組員の受ける給与とみなす。」源泉控除の關係、それから税率の關係、すべて乗組員の受ける給与として扱ふ、この趣旨でございます。それから二項で「船員保険に係る保険料その他法令に基いて給与から控除することができるところについては、省令の定めるところにより、第十九條第一項の規定により支払う保険金から控除することができ、これは所得税以外の保険料その他の、何と申しますか、不斷源泉控除をやつております事項についてやはり適用をしておるわけであり、それから保険料の転嫁禁止、三十九條「事業主は、給与保険に係る保険料を乗組員に負担させなければならない。」これは飽くまでも事業主の乗組員に對する給与の支払を保障するという建前からいたしまして、給与を受けるべき乗組員がその保険料の一部を持つのはおかし、この趣旨の規定であり、それから第四十條、この法律の實施のための手続その他その執行に對して必要な事項は省令に委ねておきます。それからあとと罰則でございます。例えは給与月額をきめる場合に乗組員の同意を得なかつたような場合、或いは通知義務に違反したような場合、或いはこの場合に備へまして過料を課する、これが第四十一條でございます。それから組合の役員關係、これが法規に違反した場合におきましては、やはり過料を課すると、この趣旨でございます。それから附則でございますが、「こ

の法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。」ということになつております。これはこの法律をすぐ運用いたしますためには、実は政府の再保険を行います漁船再保険特別会計の収入支出の予算の調整も必要でございます。それから部分別的には、再保険特別会計法の一部修正も必要でございます。尤もこれは一般會計で負担する分は実は大してははずでございます。この法律をすぐ實施するということはできないというふうな關係でございます。この法律を公布の日から起算して六カ月を超えない期間内政令で定めると、その間に予算の補正を組み、手続を整える、この趣旨でございます。委員長(木下辰雄君) それでは質問をお願いいたします。○千田正君 長官或いは水産庁当局にお伺いしたいのですが、第二十条に關連する問題であります。現在政府は、マツカーサー・ラインが撤廃された独立後の日本の漁船の航行並びに漁業の操業地域に對しまして、特に政令或いはその他に定めて制限して、所が有るか、この点をお伺いしたいと思います。○説明員(伊東正彦君) お答えいたします。マツカーサー・ラインの撤廃に從ひまして政令その他で操業地域の制限を設けておられる所があるかとお話でございますが、これは以西底曳等につきましては一応なくなつて、ただ北緯二十五度というふうなことが省令關係で出ております。それから「かつを」

これはやつておりました、私直接担当
いたしておりませんので、具体的に東
経幾ら、緯度経度幾らというお答えは
後ほど担当官なり何なりからお答えい
たしますが、やはり省令で制限してい
る所はございます。

○千田正君 日本海方面はどういうふう
になつておりますか。いわゆる日本
と未だ国際条約を結ばないところのソ
連並びに中共、或いは朝鮮、或いはフィリ
ピンその他と領海を接しているところ
の海洋における制限等に対しては
どういふ見解をとつておられますか。

○説明員(伊東正義君) 日本海等につ
きましては、例えば日本海の以東の底
現等がこれは直接問題にならうかと思
うのでありますが、こういうものにつ
きましては、やはり従来の法律に基づき
まして操業区域は制限いたしておりま
す。例えば沿海州のほうへは、今まで
の許可では行つちやいかんというよう
な或いは省令なり、或いは許可の条件
において制限いたしております。それ
からフィリピンとか南方等につきまし
ては、これは私今ちよつと存じており
ませんので、後刻長官なり何なりから
お答えしたほうがいいかと思ひます。

○千田正君 現在拿捕されているところ
の船舶、いわゆる漁船は、然らば今
まで政府が一応制限しているところの
範囲を越えて漁撈を行つたために拿捕
されているのか、その制限内で操業し
ておるにもかかわらず拿捕されている
のかという、この事実を根拠としての
判定が願ふかかしくと思ひますが、
それに対してこの保険法を適用する際
に如何なる判定の方法を以てこの法律
を適用するお考えでありますか、その
点を伺いたいと思ひます。

○説明員(伊東正義君) この法律の意
用につきましては、二十条に国際法規
なり或いは法令というふうなことを書
いているのでありますが、これにつき
ましては、先ほど漁政課長から説明
いたしました領海等の問題等につきま
しては非常に問題がございませう。固
よりまして三マイル説、六マイル説、
十二マイル説というふうなものがあり
まして、これにつきましては非常にアン
ビギュアスな問題が残らうかと思ひ
ます。但しこの法律が施行になりまし
た際にいいますか、それ以後でありま
すか、この法律が施行になりました以
後に拿捕なり何なりという事態が起
りました場合には、その拿捕の起りまし
た地点が、一体或いは省令なら省令で
制限しておりますとか、或いは許可の
条件なら許可の条件で制限いたしてお
ります地域以外ということになります
と、これはこの法律では適用外にな
る。但し法律その他において制限はい
たしてありません区域であり、これは
明らかに領海外だという所で拿捕され
たというふうな場合につきましては、
これは当然にこの法律の適用で行く
というふうにお考えしております。

○千田正君 この法律を施行するに際
しまして、或いは国際紛争を惹起する
虞れのある所並びにこの法律の二十条
の適用をはつきりするために、むし
ろ只今もう一度政府としては、その操
業区域を明確に指示する必要があると
思ひますが、その点においては、水産
庁はどういふふうにお考えをされてお
られますか。

○説明員(伊東正義君) この法律を施
行いたします必要上、特にどの海域に
ついては何マイルまでというふうなこ
とは、法令なり何なりでやるというよ
うなこと、これは相当問題があるう
かと思ひますが、特にこれは国際情勢
と関連いたしまして、問題があるわけ
でございまして、この法律をやりまし
たらして、例えばソヴィエトのところ
は何マイルまで行つていいとか、或い
は朝鮮の沿岸は何マイルというふうな
ことを、法令なり何なりで定めますこ
とは、これは非常に問題だと思ひま
す。まだ水産庁内部でそういう
問題につきましてこの法律の施行に関
連してどういふふうにするかというこ
とを相談したことは実はないのであり
ますが、私今の段階におきましては、な
かなか国際情勢の困難なような地域に
つきましては、びつしやり例えは何マイ
ルというふうなことをきめることは相
当困難ではないかというふうにお考え
ます。ただそういう非常にならぬ場合
に、この法律の適用が問題になるので
ございまして、その辺につきましては
あとで十分相談の上、又機会を更めま
して御答弁いたしたいと思ひます。

○千田正君 提案者の川村衆議院委員
長がお見えになつておりますから伺
います。この法律の目的は、要するに
特に国際問題を惹起しないにかか
らず、拿捕された船舶並びにその乗
組員に対しては、一応こうした方面に
よつてその生活を保障してやろうじや
ないかという法案の趣旨のようによ
うですが、さやう心得てよろしうござ
いますか。

○衆議院議員(川村善八郎君) 実はこ
の法律を立案する際にいろいろ問題
になつたのであります。只今千田君が
言われるように、国際問題等の問題もあ
りますし、それから保険の内容につい
ても、然らば實際確立して保険支払等
の問題ができるかどうか、それから政
府においてもこの予算措置でどの程度
にできるかといつたようないろいろな
心配もあつたのであります。とにかく
心配が免効して、我々は自由の原則
に基づいていわゆる公海に出漁してい
う建前はとつていられるけれども以西
底曳のごとき並びに北海道の沿岸のご
とき、現実に抑留されているものが毎
月ありますので現実を無視することが
できないから、取りあえずこの基本的問
題は除々に解決をつけて行こう、従つ
て今現実の問題を解決することは、こ
れより方法がないというところから、若
千の不利を忍んで、どうしても乗組員
を救済してやつて、そして生産意欲
を減退させないように、日本の国の水
産業を進展させて行こう、こういう趣
旨で立案したのであります。

○秋山健一君 この保険法は第二
条にあつて「漁船乗組員給与保険は、漁
船損害補償法の規定による漁船保険組
合が行う漁船乗組員給与保険事業及び
政府が行う再保険事業により行う。」
こうなつておりますが、この漁船損害
補償法によりましてみまますという
補償法の第四條では「漁船保険組合
は、組合員の所有する漁船につき、漁船
保険事業を行うことを目的とする。」
この漁船保険事業を目的とするとい
うことがあつて限定せられておるよ
うであります。それに何ら変更を加
えずしてこのままこの法律を以て差支
えないとお考えでありますかどう
か。

○説明員(家治清一君) これは私の承
知しております限りではこの理由
であつたと思ひます。先ずこの漁船保
險組合、現在の漁船保険組合に対して
このいつた給与保険を行なわせるとい
うことは、第一條にもありますように
「当分の間、云々と……、だからこれ
は恒久的なものではないこと。それ
でその場合におきましても、漁船損害
補償法の中における漁船保険組合の目
的を或いは修正すべきであるという意
見もあつたかと思ひますが、まあと
一応いよいよ臨時のものとして
ことができないという規定を置けばいい
のではないかと、実は第四
條に漁船保険組合というものは今申上
げました「漁船乗組員給与保険事業を
行うことができる」という規定を設
けて、これでまあ臨時的な措置、臨時
的な立法として、これだけの仕事を漁
船保険組合に附加して行なわせるので
ある、こういう解釈をとつておつた
と思ひます。

○千田正君 議事進行について……、
本日は大分逐条の説明を承りました
ので、次回において更に検討してこの
問題を解決して行きたいと思ひま
す。お諮りを願ひたいと思ひます。
○委員長(木下辰雄君) 今日各条審議
をされましたが、質問は相当あると思
ひますけれども、十分この法案を審議
されて、そして次回の委員会では一
般の質問から逐条まで質問を行いたい
と思ひます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと
認めます。それでは本日の委員会はこ
れを以て散会いたします。
午後三時二十三分散会

六月七日日本委員会に左の事件を付託
された。

第十部 水産委員会会議録第四十号 昭和二十七年六月九日【参議院】

漁船乗組員給与保険法案(衆)

漁船乗組員給与保険法案

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、当分の間、保険の方法によつて、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障し、もつて、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資することを目的とする。

(漁船乗組員給与保険)

第二条 漁船乗組員給与保険は、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の規定による漁船乗組員が行う漁船乗組員給与保険事業及び政府が行う再保険事業により行う。

(定義)

第三条 この法律において「漁船乗組員給与保険(以下「給与保険」という。）」とは、乗組員が抑留された場合に、その抑留期間中事業主が当該乗組員に対して支払うべき給与の全部又は一部に代えて保険金を支給するために行う保険をいう。

2 この法律において「乗組員」とは、事業主に雇傭されて、漁船(漁船法昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう。に乗り組む者をいう。

3 この法律において「給与」とは、賃金、給料、手当その他名称の如何を問わず、雇傭関係に基づき、事業主が乗組員に支払うすべてのものをいう。但し、賞与その

他これに準ずるもので省令で定めるものについてはこの限りでない。

4 この法律において「抑留」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されることをいう。

第二章 漁船乗組員給与保険事業

(保険者)

第四条 漁船保険組合(以下「組合」という。))は、総会又は総代会(以下「総会」という。))の議決を経て、この法律の定めるところにより、その区域内に住所又は事業所を有する事業主につき、漁船乗組員給与保険事業(以下「給与保険事業」という。))を行うことができる。

2 組合は、前項の規定により給与保険事業を行うときは、総会の議決を経て、省令の定めるところにより、定款にその旨を記載し、且つ、給与保険事業に関する約款を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。(保険加入)

第五条 事業主は、給与保険に加入しようとするときは、左に掲げる事項その他省令で定める事項を記載した申込書を組合に提出しなければならない。

- 一 契約金額(当該契約に係る乗組員の全員が抑留された場合に組合が支払うべき一箇月分の保険金の額をいう。以下同じ。)
- 二 漁船名並びにその乗組員の氏名及び職名
- 三 契約金額に基き組合が支払うべき一箇月分の保険金の各乗組員についての内訳(以下「内訳保険金額」という。))及び住所

四 保険金受取人の氏名又は名称

五 各乗組員の給与月額

2 前項の規定による給与保険加入の申込は、漁船ごとに、当該乗組員の全員についてしなければならない。

(契約金額)

第六条 契約金額は、各乗組員の給与月額の合計額をこえ、又はその百分の六十を下るものであつてはならない。

2 契約金額は、保険契約が成立した後においては、変更することができない。

(内訳保険金額)

第七条 内訳保険金額は、各乗組員の給与月額の合計額で契約金額を除いて得た数を、各乗組員の給与月額に乗じて、算出する。

(給与月額)

第八条 給与月額は、事業主が当該乗組員に対し、雇傭契約に基き抑留期間中において支払うべき一箇月分の給与の額とする。

2 事業主は、給与月額を定める場合には、当該乗組員の同意を得なければならない。

(保険金受取人)

第九条 事業主は、第五条第一項第四号の保険金受取人を定める場合は、各乗組員の指定に従つてしなければならない。

(保険引受拒否の制限)

第十条 組合は、事業主から給与保険契約の申込があつたときは、こ

れに対して、正当な事由がなければ給与保険の引受を拒むことができない。

(保険加入の申出及び保険加入の義務)

第十一条 乗組員は、漁船ごとに、当該漁船の乗組員の総数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、その事業主に対し、給与保険に加入すべき旨の申出をすることが出来る。

2 前項の申出があつたときは、事業主は、正当な事由がある場合の外、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給与保険に加入しなければならない。

(保険契約の成立)

第十二条 給与保険契約は、組合が保険料を受け取つたときに成立する。

2 組合の給与保険契約に基き保険金の支払責任は、約款で別段の定をした場合の外、保険契約が成立した日の翌日から始まる。

(乗組員への通知義務)

第十三条 給与保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならない。当該保険契約の内容につき変更があつたときも、同様とする。

(保険期間)

第十四条 給与保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることが出来る。

(保険契約の内容の変更)

第十五条 事業主は、給与保険契約が成立した後において、乗組員の

異動等により第五条第一項の申込書に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならない。この場合において、契約金額が乗組員の給与月額の合計額をこえることとなるときは、第七条の規定にかかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六条第二項の規定にかかわらず、契約金額を乗組員の給与月額の合計額の百分の六十をこえる額まで増額しなければならない。

2 前項後段の場合においては、事業主は、省令の定めるところにより、当該増額分に対する保険料を支払わなければならない。

3 組合が第一項の通知を受領したとき(同項後段の場合にあつては前項の規定による保険料の支払があつたとき)は、その時において給与保険契約は当該事項につき変更があつたものとみなす。

(事業主の通知義務)

第十六条 事業主は、乗組員が抑留されたときは、約款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。当該乗組員につき抑留が終つたときも、同様とする。

(組合の支払責任)

第十七条 組合は、乗組員が抑留された場合には、当該乗組員が抑留された日の属する月から当該乗組

員につき抑留が終つた日の属する月まで、当該乗組員に係る保険金を支払う。

2 前項の規定の適用については、乗組員が、たい捕された時に、抑留が始まつたものとし、抑留を解かれて日本国に上陸した時、又は抑留中に死亡したことが判明した時に、抑留が終つたものとする。

(保険契約の失効)
第十八条 給与保険契約は、当該契約に係る乗組員につき、前条の規定により組合が保険金を支払うべき最初の抑留があつたとき(同一航海において数回の抑留があつた場合は、その最後の抑留があつたとき)は、保険金の支払に関する事項を除き、その効力を失う。

(保険金の支払)
第十九条 第十七条第一項に規定する保険金の支払は、事業主に対する支払に代えて、第五条第一項の規定により申込書に記載した当該乗組員の内訳保険金額に従い、その月分を省令の定めるところにより、保険金受取人に直接支払わなければならない。但し、抑留された日の属する月及び抑留の終つた日の属する月に支払うべき保険金の額は、当該内訳保険金額をそれぞれの前月における抑留日数に就して日割計算して得た額とする。

2 組合は、前項の規定により保険金を支払つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

(組合の免責事由)
第二十条 組合は、乗組員についての抑留が、国際法規、法令又は法令に基く命令に違反して航行し又

は操業したために生じたときは、保険金支払の責を免かれることができる。

(保険金の還付)
第二十一条 組合は、事業主が、第十六条の規定による通知をしなかつたため又は虚偽の通知をしたために誤つて保険金を支払つた場合には、当該事業主に、当該誤払に係る保険金の額に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の場合における誤払に係る保険金については、事業主がその金額に相当する額の給与を当該乗組員に支払つたものとする。

(重複保険の禁止)
第二十二条 事業主は、乗組員につき、重ねて給与保険に加入することができない。

(組合の経理)
第二十三条 組合の給与保険に関する会計は、他の会計と区分して経理しなければならない。但し、附加保険料及び事務費についてはこの限りでない。

2 給与保険の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

を準備金として積み立てなければならぬ。

(約款の変更)
第二十六条 組合は、総会の議決を経て、約款を変更することができる。

2 約款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林大臣は、給与保険の保険料率についての約款の変更を命ずることができる。

4 前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。

(事業の廃止)
第二十七条 組合が給与保険事業を廃止しようとするときは、総会においてその旨を議決し、且つ、定款の変更を行わなければならない。

(剰余金の納付)
第二十九条 組合は、前二条の場合に、給与保険の会計において生じた剰余金を漁船再保険特別会計に納付しなければならない。

(事務費の補助)
第三十条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、毎会計年度、組合の給与保険事業につき、その事業費の一部を補助することができる。

(漁船損害補償法の準用)
第三十一条 組合の給与保険については、漁船損害補償法第十二条(非課税)、第三十七条(保険証券の交付及び記載事項)、第四十条(相殺できない場合)及び第四十一条(保険金額の削減)並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十二条から第六百四十五条まで及び第六百六十三条(損害保険の総則)の規定を準用する。

この場合において、漁船損害補償法第十二条中「漁船損害補償」とあるのは「漁船乗組員給与保険」と、第三十七条及び第四十条中「組員」とあるのは「事業主」と、第四十一条中「定款」とあるのは「約款」と読み替へるものとする。

第三章 政府の再保険事業
(再保険者)
第三十二条 政府は、組合が給与保険事業によつて事業主に負う保険責任を再保険するものとする。

(再保険金の前渡等)
第三十三条 政府は、組合が保険金の支払をしようとする場合において、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該

保険責任に係る再保険金を当該組合に前渡することができる。

2 政府は、再保険金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、漁船再保険特別会計に基金を設けることができる。

(再保険料の払戻し)
第三十四条 政府は、組合が第二十七条第三項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保険料の払戻しをしたときは、政令の定めるところにより、再保険料の一部を払いもどさなければならない。

(漁船損害補償法の準用)
第三十五条 政府の再保険については、漁船損害補償法第十五条から第一百七条まで、第一百九条から第二百二十一条(第二号を除く。)まで(政府の再保険事業)及び第二百四十三条(再保険事業)に関する事務費の繰入)並びに商法第六百四十三条及び第六百六十三条(損害保険の総則)の規定を準用する。この場合において、第一百二十五条及び第一百九条中「その組員」とあるのは「事業主」と、第二百二十条中「保険事故が発生した」と認めるとき」とあるのは「漁船乗組員給与保険法第十六条の規定による通知を受けたとき」と、第二百二十一条中「てん補した」とあるのは「支払つた」と、「定款」とあるのは「約款」と読み替へるものとする。

第四章 雑則
(給与との関係)
第三十六条 事業主は、第十七条の規定により組合が保険金を支払う

べき抑留があつた場合において、当該乗組員に対する給与の全部又は一部を支払つて、その支払つた金額の範囲内において当該保険金に係る保険金受取人となることができる。この場合においては、第五十一条第一項前段の規定を準用する。

第三十七条 組合が第十九条第一項の規定により保険金を支払つたときは、事業主は、その保険金の額に相当する金額につき、当該乗組員に対する給与支払の責を免れる。

(所得税等との関係)

第三十八条 組合が第十九条第一項の規定により支払つた保険金(第三十六条の規定により事業主に支払つた保険金を除く)は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定の適用については、当該乗組員の受ける給与とみなす。

2 船員保険に係る保険料その他法令に基いて給与から控除することができるものについては、省令の定めるところにより、第十九条第一項の規定により支払う保険金から控除することができる。

(保険料の転嫁禁止)

第三十九条 事業主は、給与保険に係る保険料を乗組員に負担させてはならない。

(委任事項)

第四十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

第五章 罰則

第四十一条 左の場合には、事業主を一万円以下の過料に処する。

一 第八条第二項の規定に違反したとき。

二 第十五条第一項の規定に違反したとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第二十二条の規定に違反したとき。

五 第三十九条の規定に違反したとき。

第四十二条 組合の役員が、第二十四条又は第二十五条の規定に違反したときは、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律の規定の適用に関しては、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十九号)第二条第一項の漁船保険組合は、漁船損害補償法の規定による組合とみなす。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「漁船損害補償」の下に「及び漁船乗組員給与保険」を加える。

第四条第六号の二中「漁船保険」の下に「並びに漁船乗組員給与保険」を加える。